

令和7年度岡山市の施策広報業務委託に係る企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年1月16日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和7年度岡山市の施策広報業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託名 | 令和7年度岡山市の施策広報業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添「仕様書(案)」を参照のこと |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和8年3月31日(火)まで |
| (4) 概算予算額 | 総額20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内 |
| (5) 支払条件 | 完了後払い |
| (6) 契約保証 | 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。 |

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「製作等」業種細区分「テレビ・ラジオ広告、番組」かつ「役務」部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登録のあること。
- (3) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 令和2年4月1日以降で、地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する地方公共団体の組合を含む。)または地方公共団体等が主となって運営する実行委員会等が発注した、動画の作成及びテレビやインターネット、紙媒体等を活用した

総合的な周知パッケージ業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～令和7年2月6日（木）午後5時15分まで
仕様書等に関する質問受付	令和7年1月22日（水）午後5時15分まで
仕様書等に関する質問回答	令和7年1月27日（月）午後5時15分までに掲載
企画提案書の提出	令和7年2月6日（木）午後3時まで
ヒアリングの実施	令和7年2月12日（水）（予定）
審査結果の通知	令和7年2月13日（木）（予定）

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度）からダウンロードしてください。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-16-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、審査に支障をきたす質問については回答いたしません。

(1) 受付方法

電子メールで質問票（様式2）を岡山市市長公室広報広聴課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、提出後は、必ず電話により着信の確認（直通電話：086-803-1024）を行うこと。

【電子メール】kouhouka@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

すべての質問に対し、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ回答を掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

- ・岡山市市長公室広報広聴課あてに持参すること。
- ・封筒に「令和7年度岡山市の施策広報業務委託」と朱書きの上、提出すること。

(2) 提出書類

- ① 企画競争参加申請書（様式1）

② 企画提案書（任意様式）

- ・ 項目の順番を変更しても問題ないが、各項目名について明記すること
- ・ 用紙は原則としてA4版両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。
ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- ・ ページ番号は目次を除いた通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ・ 以下に掲げる項目に関しては、各項目名を明記の上、企画提案書に文章または図表で表現すること。

(ア) 事業実施コンセプト

(イ) 岡山市の現状の動画等を中心とした広報における課題（内容、表現方法、ターゲティング、配信方法など）の分析とその解決方法の提案

(ウ) 事業実施コンセプトに基づくキャッチフレーズ・フレームデザイン

(エ) 事業の全体フレーム・スケジュール・運営体制（実施するメニューの概要、その展開スケジュールおよび運営体制）

(オ) 動画の制作

- ・ 画面編成

※指定するテーマ「皆が健康になれるまちづくり」をテーマに絵コンテを作成し、提示すること

- ・ 動画を視聴し続けたいくなるための工夫
- ・ 施策を自分ごととして興味を持てる構成の工夫
- ・ その他ソーシャルメディアで使用する場合の動画の内容
- ・ 音声がなくとも理解できる工夫

(カ) 周知するメディアの一覧と展開案（媒体名、時期・回数、手段・方法、内容、露出量、想定している効果）

※媒体ごとにできるだけ具体的に記載すること

(キ) 効果測定方法 ※できるだけ具体的に記載すること

(ク) 費用配分（動画制作費、媒体費用ごとの配分割合とその理由）

- ・ 上記項目について、企画提案書の段階で最終確定を求めるものではないが、契約締結後の事業展開の流れ・イメージが最大限伝わる提案とされたい。
- ・ 本業務の目的を達成するため、岡山市への施策の関心や理解・共感を高められるよう、「皆が健康になれるまちづくり」をテーマにシナリオ案（絵コンテ）を作成し提案すること。

③ 「3. 参加資格（4）」記載の受託実績（任意様式）

※過去5年間（令和2年度以降）の受託実績（3件まで）について、発注者、受託業務名称、受託期間、契約金額及び業務概要を記述すること。

④ 経費の積算表（任意様式）

- ・当業務に係る所要経費を全て見積もること
- ・動画制作費用とその他の広報費用の区分を明らかにすること

⑤ 提出部数

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの9部（副本）

⑥ 注意事項

- (ア) 提出する提案書は、提案者ごとに1案のみとする。
- (イ) 提出書類10部のうち、9部には提案者が判別できる記載をしないこと。
- (ウ) 仕様書等への質問に対する回答を確認のうえ、提出すること。
- (エ) 提出期限にかかわらず、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) 提案を取り下げの場合は、企画競争参加辞退届（様式3）を提出すること。
なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、企画競争参加辞退届を提出すること。
- (カ) 企画競争参加辞退届提出後の本企画競争への参加は認めない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

広報編集審査会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(3) ヒアリングの実施

日時 令和7年2月12日（水）（予定）

※発表時間は1事業者につき15分以内とし、詳細な日時、場所については後日通知する。発表は提出資料のみをもって行うこととし、その後質問を行う。

※ヒアリングには業務の主担当が必ず参加すること。

(4) 評価基準

別表「令和7年度岡山市の施策広報業務委託企画競争評価基準」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽または不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ 「(4)評価基準」に定める評価基準の項目ごとの得点に0点がある場合
- ⑧ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提案書は、原則として返却しません。返却が必要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第1項第2号の規定により、開示の対象としない。
- (5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (7) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」、「岡山市契約規則」に定めるところ

による。

1 1 提出先・問い合わせ先

岡山市市長公室広報広聴課（岡山市役所本庁舎 4 階） 担当：田中辰、藤原

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1024 FAX：(086)803-1731

電子メール：kouhouka@city.okayama.lg.jp

1 2 受付等を行う日及び時間

・受付日 土・日曜及び祝日を除いた日

・受付時間 8時30分から17時15分